

# 第2期 東京都障害福祉計画

(平成21～23年度)

## 東京都障害者計画

(平成19～23年度)





## ご挨拶

東京都は、障害者の地域における自立した生活を実現するため、平成18年12月、今後10年間で東京の障害者雇用の3万人以上の増加を目指した「10年後の東京」計画を策定しました。さらに、平成19年5月には、「東京都障害者計画・第1期東京都障害福祉計画」を策定し、グループホーム等の地域居住の場や通所施設等の日中活動の場など、障害者の地域生活を支える基盤整備を着実に進めてきました。

一方、平成18年4月に「障害者自立支援法」が施行され、身体・知的・精神の三障害施策の一元化、施設・事業体系の機能別再編などにより、わが国の障害保健福祉施策は大きな転換を迎えました。

東京都は現場をもつ自治体として、法施行の実態を踏まえ、制度上の問題点とその改善について国に対し提案要求を行っていますが、国においては現在、施行後3年の法の見直しに向けた準備が進められています。

こうした国の動向にも的確に対応しつつ、東京都はこれまでの取組を一層充実していくために、「第2期東京都障害福祉計画」を策定しました。この計画は、東京都障害者計画の3つの基本理念である「障害者が地域で安心して暮らせる社会」「障害者が当たり前で働ける社会」「すべての都民がともに暮らす地域社会」の実現を目指し、平成23年度までに達成すべき施策目標・数値目標と、その達成のために都が取り組むべき施策展開を明らかにしたものです。

今後、東京都は、区市町村や各事業者及び福祉・保健・教育・労働の関係機関、さらには企業・経済団体などと連携し、本計画の着実な推進を図ってまいります。都民の皆様の一層のご理解とご協力をお願いします。

平成21年3月

東京都知事



# 目 次

## 計画の策定にあたって

1	計画策定（改定）の背景・趣旨	3
2	計画の性格	7
3	計画期間	7
4	計画の進行管理	8

## 第1章 東京の障害者の状況と施策の課題

<b>第1節</b>	<b>東京都における障害者数</b>	11
<b>第2節</b>	<b>東京都福祉保健基礎調査「障害者の生活実態」結果（速報）</b>	14
1	障害者の状況	15
2	住宅等の状況	17
3	介護・介助等の援助の状況	19
4	就労の状況	21
5	学習・スポーツ・社会活動への参加の状況	25
6	日中の過ごし方の状況	27
7	行政等への要望	28
8	都民等の障害者理解の状況	30
9	障害者自立支援法による障害福祉サービス等の状況	31

## 第2章 障害者施策推進の基本的考え方

<b>第1節</b>	<b>障害者施策推進の基本理念</b>	35
<b>第2節</b>	<b>東京都の障害者施策の目標と課題</b>	36
施策目標Ⅰ	地域における自立生活を支える仕組みづくり	37
課題1	区市町村による一元的・総合的なサービス提供体制の整備	37
課題2	施設入所・入院から地域生活への移行促進	46
課題3	新たな事業体系への移行促進	56
課題4	日常生活を支えるサポート体制の整備	59
施策目標Ⅱ	社会で生きる力を高める支援	61
課題1	児童・生徒一人一人に応じた教育の推進	61
課題2	職業的自立に向けた職業教育の充実	63

施策目標Ⅲ	当たり前に関ける社会の実現	64
課題1	一般就労への移行促進	64
課題2	福祉施設における就労支援の充実・強化	72
施策目標Ⅳ	バリアフリー社会の実現	74
課題1	ユニバーサルデザインの普及による福祉のまちづくり推進	74
課題2	心のバリアフリーの推進	76
施策目標Ⅴ	サービスを担う人材の養成・確保	79

### 第3章 障害者施策推進の総合的展開

<b>第1節</b>	<b>障害者施策の目標と取組の体系</b>	83
<b>第2節</b>	<b>具体的施策の体系と計画事業の展開</b>	84
I	地域における自立生活を支援する仕組みづくり	91
取組1	相談支援体制の整備	91
取組2	地域生活への移行促進と地域での居住の安定の確保	98
取組3	保健・医療サービスの充実	104
取組4	地域生活を支えるサービス基盤の整備	112
取組5	地域生活の安心・安全の体制整備	117
II	社会で生きる力を高める支援	121
取組1	自立と社会参加を支える教育の充実	121
取組2	学習・文化・スポーツ・交流活動の推進	132
III	当たり前に関ける社会の実現	136
取組1	働く意欲や力量を高める支援の充実・強化	136
取組2	一般就労の機会を拡大する仕組みづくり	139
取組3	安心して働き続けるための支援体制の整備	143
取組4	福祉施設における就労支援の取組の強化	145
IV	バリアフリー社会の実現	147
取組1	福祉のまちづくりの推進	147
取組2	情報面のバリアフリー	155
取組3	制度面のバリアフリー	158
取組4	心のバリアフリー	159
V	サービスを担う人材の養成・確保	162
取組1	福祉人材の養成・確保	162
	多様な取組への活用が可能な事業	167

## 別 掲 第2期 東京都障害福祉計画

<b>第1節 平成23年度の数値目標の設定と目標達成に向けた施策の推進</b> .....	171
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行 .....	171
2 入院中の精神障害者の地域生活への移行 .....	173
3 福祉施設から一般就労への移行等 .....	176
<b>第2節 各年度における指定障害福祉サービス等の種類ごとの 必要な見込量とその確保のための方策について</b> .....	180
1 新体系サービスの見込量の設定 .....	180
2 新体系サービスの見込量を確保するための方策について .....	186
<b>第3節 サービスを担う人材の養成・確保</b> .....	188
<b>第4節 都道府県地域生活支援事業</b> .....	190

## 資 料

東京都障害者施策推進協議会 審議経過 .....	193
東京都障害者施策推進協議会 委員名簿 .....	194
東京都障害者施策推進協議会 専門部会委員名簿 .....	195
東京都障害者施策推進協議会 条例 .....	196

### 表紙写真

#### 【左上】

身体障害者補助犬（介助犬）  
〔提供：社会福祉法人日本介助犬協会〕

#### 【右上】

グループホームでの生活の様子

#### 【左下】

聴覚障害者が働く駅構内の洋菓子店  
（JR有楽町駅）

#### 【右下】

東京都障害者スポーツ大会  
（駒沢オリンピック公園総合運動場）



計画の策定に当たって





# 1 計画策定（改定）の背景・趣旨

## （1）東京都における障害者施策の計画的推進の経緯

- 東京都は、国際連合が提唱した「国際障害者年」（昭和56〔1981〕年）を契機に、以下のとおり障害者計画を策定してきました。これらの計画に基づき、福祉、保健、医療、教育、労働、住宅、まちづくりなど広範な施策分野にわたり、全庁を挙げて障害者施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

- ◇ 「国際障害者年東京都行動計画」

（昭和56〔1981〕年度～平成2〔1990〕年度）

- ◇ 「ノーマライゼーション推進東京プラン—東京都障害者福祉行動計画」

（平成3〔1991〕年度～平成12〔2000〕年度）

- ◇ 「ノーマライゼーション推進東京プラン—東京都障害者計画」

（平成9〔1997〕年度～平成17〔2005〕年度）

- ◇ 「東京都障害者計画（平成19年度改定）」

（平成19〔2007〕年度～平成23〔2011〕年度）

- この間、平成12年度には、わが国の社会福祉制度の基礎構造改革の一環として、サービスの利用の仕組みを「措置から契約へ」転換する介護保険制度が実施されました。平成15年度には、障害者分野でも同様にサービス利用者の「自己選択・自己決定」に基づく利用契約制度として、「障害者支援費制度」が開始され、平成18年4月から、障害者自立支援法が施行されています。
- 一方で、平成20年5月には、平成18年12月の国連総会において採択された、障害のある人の権利に関する世界初の国際条約である「障害者の権利に関する条約」が発効しました。
- 政府は、平成19年9月に条約に署名し、現在、外務省、内閣府、厚生労働省、文部科学省、法務省、警察庁など関係省庁により、批准に向けた協議が行われています。

## (2) 障害者自立支援法施行に伴う東京都の対応など

- 障害者自立支援法には、区市町村における、身体障害、知的障害、精神障害の3障害にわたる一元的なサービス提供体制の構築、障害のある人がもっと働ける社会の実現、施設・事業体系の機能別再編などの内容が含まれています。

### 障害者自立支援法のポイント

- ① 障害の種別（身体障害・知的障害・精神障害）にかかわらず、障害のある人々が必要とするサービスを利用できるよう、サービスを利用するための仕組みを一元化し、施設・事業を再編
  - ② 障害のある人々に、身近な区市町村が責任をもって一元的にサービスを提供
  - ③ サービスを利用する人々もサービスの利用量と所得に応じた負担を行うとともに、国と地方自治体が責任をもって費用負担を行うことをルール化して財源を確保し、必要なサービスを計画的に充実
  - ④ 障害者がもっと働ける社会にするため、就労支援を抜本的に強化
  - ⑤ 支給決定の仕組み（手続・基準）を透明化、明確化
- 東京都は、障害者自立支援法の施行当初から独自に、低所得者に対してホームヘルプサービス利用者に対する定率負担導入の激変緩和を講じました。また、精神障害者の通院医療費自己負担分の低所得者に対する無料化や心身障害者（児）医療費助成制度の知的障害者（児）入所施設等入所者への対象拡大を図りました。
  - さらに、第1期障害福祉計画において従前の「障害者地域生活支援・就労促進3か年プラン」の拡充を図るとともに、平成19年度には「障害者施策推進区市町村包括補助事業」を創設するなど、計画的・重点的な基盤整備を早急に進めるよう取り組んできました。
  - 他方、国は、平成19年度から「特別対策」による利用者負担の軽減等を実施し、さらに、「抜本的見直しに向けた緊急措置」として利用者負担の一層の軽減等を行い、平成

20年4月から順次実施しています。

- 国においては、引き続き残された課題を含め、障害者自立支援法附則第3条に規定する、施行後3年の見直しに向けた検討が行われ、現在、その結果を踏まえた法改正等の準備が進められています。
  
- 東京都は、障害者自立支援法の施行後も、国がその実施状況等を検証して、必要な見直しを行うなど、継続して制度の充実・強化を図るよう、国に対して積極的に提案してきており、その一部は、特別対策や緊急措置などを通じて実現されています。
  
- その後も、国における議論の進展を踏まえ、各般の問題について障害者自立支援法の見直しを意識した内容を盛り込みながら、働きかけを行ってきました。

### (3) 第2期東京都障害福祉計画の策定

- こうした状況の下、東京都は、平成21年度から平成23年度までを期間とする第2期東京都障害福祉計画（以下、「新計画」といいます。）の基本的方向を明らかにするため、平成20年2月に第5期東京都障害者施策推進協議会を設置し、都の障害者施策のあり方について調査審議を依頼しました。
- 同協議会は、主として「地域におけるサービス提供体制の整備」、「施設入所者及び退院可能な精神障害者の地域生活移行」、「障害者の就労支援策の取組」の3点について調査審議し、平成20年9月、障害者の地域における自立生活の更なる推進に向けた東京都の障害者施策のあり方について、東京都知事に対する意見具申（提言）を行いました。
- この提言では、新計画の策定に際し、旧計画の基本理念及び施策目標を引き続き維持しつつ、障害者自立支援法の施行後に生じた様々な状況へ適切に対処すべきであるとされました。また、新計画において重点的に取り組むべき課題として、サービス提供基盤の整備促進、ライフステージを通じた支援の仕組みづくり、地域生活への移行支援、障害者雇用の拡大と就労支援、特段の支援を要する人々への適切な配慮、障害者の社会参加への支援、サービスを担う人材の養成及び確保の7点が示されました。
- 東京都は、この提言を踏まえ、区市町村と一層の連携を図りながら、障害者自立支援法に基づく制度への移行を円滑に進めるとともに、これまで東京都が推進してきた「利用者本位の福祉改革」に即して、なお引き続き、各障害の特性を踏まえた独自の先進的な施策を推進するため、新計画を策定し、全庁を挙げて障害者施策の総合的な展開に取り組むこととしました。
- なお、東京都は、今後とも引き続き、国が継続して制度の充実・強化を図るよう、国に対して積極的に提案していきます。

## 2 計画の性格

### (1) 東京都障害者計画

障害者基本法第9条第2項の規定に基づいて平成19年度に策定した内容を、引き続き維持しています。

### (2) 東京都障害福祉計画

障害者自立支援法第89条第1項の規定に基づいて策定します。

本計画では、東京都障害者計画と東京都障害福祉計画の性格を併せもつ計画として平成19年5月に一体的に策定した計画のうち、東京都障害福祉計画に相当する部分について、所要の改定を行っています。

このため、国の基本指針に即して改定する東京都障害福祉計画については、障害者自立支援法第89条第2項の規定に基づいて定める事項を別途、掲載します。

また、本計画は、保健医療計画、特別支援教育推進計画、住宅マスタープランなど、障害者施策に関連した他の東京都の計画との整合を図っています。

## 3 計画期間

(1) 基本計画としての障害者計画の期間は、平成19（2007）年度から平成23（2011）年度までの5年間とし、可能な限り平成23年度までに達成すべき施策目標・事業目標を掲げています。

(2) 障害福祉計画の計画期間は、平成20（2008）年度までの第1期に引き続き、平成21（2009）年度から平成23（2011）年度までを第2期とし、各年度における必要量や目標数値を掲げました。

なお、第3期障害福祉計画は、平成24（2012）年度から平成26（2014）年度までの各年度のサービス必要量や目標数値を設定するものとして、平成23年度中に策定します。

年度	19	20	21	22	23	
障害者計画	→				施策目標 事業目標	
障害福祉計画	【第1期】 各年度の必要量や目標を設定		→			数値目標 サービスの 必要見込量
			【第2期】 各年度の必要量や目標を設定			

今回の  
計画改定

↑

## 4 計画の進行管理

- (1) この計画で定めた事業目標並びに数値目標及び各年度におけるサービスの必要見込量に対する達成状況については、区市町村や関係機関等の協力を得て、毎年、福祉保健局障害者施策推進部において調査し、把握します。
- (2) 東京都は、把握した計画の達成状況について東京都障害者施策推進協議会に報告し、同協議会の点検・評価を受けるものとします。
- (3) 平成23年度に予定している本計画の見直しには、東京都障害者施策推進協議会の意見を踏まえ、取り組みます。